

平成30年第3回砂川市議会定例会
予算審査特別委員会

平成30年9月11日（火曜日）第1号

開会宣告

正・副委員長の互選

開議宣告

議案第 5号 砂川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 6号 砂川市墓地条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 7号 砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 8号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 1号 平成30年度砂川市一般会計補正予算

議案第 2号 平成30年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算

議案第 3号 平成30年度砂川市下水道事業特別会計補正予算

議案第 4号 平成30年度砂川市介護保険特別会計補正予算

散会宣告

○出席委員（12名）

委員長 多比良 和 伸 君
委員 増 井 浩 一 君
中 道 博 武 君
武 田 圭 介 君
辻 勲 君
沢 田 広 志 君

副委員長 佐々木 政 幸 君
委員 増 山 裕 司 君
武 田 真 君
水 島 美喜子 君
北 谷 文 夫 君
小 黒 弘 君
(議 長 飯 澤 明 彦)

○欠席委員（0名）

○ 予算審査特別委員会出席者 ○

1. 本委員会に説明のため出席を求めた者

砂 川 市 長 善 岡 雅 文
砂 川 市 監 査 委 員 栗 井 久 司

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者

副市長	角丸誠一
総務部 管理 監	熊崎藤 恭史
兼 會計 審議 長	近藤 正人
総務課 長	東原 雄二
市長公室課 長	安井 上守
政策調整課 長	井嶋 山樹
庁舎建設推進課 長	徳永 敏宏
庁舎建設推進課副審議 監	大西 俊光
會計課 長	峯田 和興
市民部 長	佐藤 哲朗
市民生活課 長	堀田 一茂
税務課 長	中村 久史
保健福祉部 長	斉藤 隆幸
社会福祉課 長	吉川 美幸
兼子ども通園センター所 長	松原 明美
介護福祉課 長	福土 勇治
兼ふれあいセンター所 長	福為 修一
ふれあいセンター副審議 監	岩淵 真里子
經濟部 長	小湯 林也
商工労働観光課 長	荒木 克己
商工労働観光課副審議 監	金泉 敏博
農政課 長	金丸 秀樹
建設部 長	洪谷 正人
建設部 技 監	朝日 博基
兼土木課 長	山田 泰朗
土木課副審議 監	為国 文雄
建築住宅課 長	大内 彦彦
建築住宅課副審議 監	洪谷 和弘
病院事務局 長	
病院事務局審議 監	
兼医事課 長	
管理課 長	
管理課技術 長	
経営企画課 長	
地域医療連携課 長	

研修管理室副審議監 森 田 康 晴
附属看護専門学校副審議監 細 川 仁

3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者

教 育 長 高 橋 豊
教 育 次 長 河 原 希 之
学 務 課 長 安 田 貢
学 務 課 指 導 主 事 松 田 安 弘
社 会 教 育 課 長 今 崎 大 三
兼 公 民 館 長
兼 函 書 館 長
ス ポ ー ツ 振 興 課 長 佐 々 木 純 人
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長 橋 加 奈 子

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者

監 査 事 務 局 長 山 形 讓

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者

選挙管理委員会事務局長 熊 崎 一 弘
選挙管理委員会事務局次長 東 正 人

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者

農 業 委 員 会 事 務 局 長 福 士 勇 治
農 業 委 員 会 事 務 局 次 長 小 林 哲 也

7. 本議会の事務に従事する者

事 務 局 長 和 泉 肇
事 務 局 次 長 川 端 幸 人
事 務 局 主 幹 山 崎 敏 彦
事 務 局 係 長 渡 部 秀 樹

開会 午後 1時45分

◎開会宣告

○議長 飯澤明彦君 ただいまから予算審査特別委員会を開きます。

◎正・副委員長の互選

○議長 飯澤明彦君 お諮りします。

正副委員長の互選については、慣例により私から指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、私から指名いたします。

予算審査特別委員長には多比良和伸委員、同副委員長には佐々木政幸委員を指名します。

休憩 午後 1時45分

〔委員長 多比良和伸君 着席〕

再開 午後 1時46分

○委員長 多比良和伸君 ただいま予算審査特別委員長にご指名いただきました多比良です。円滑な運営を心がけていきたいと思っておりますので、皆様のご協力をよろしくお願ひします。佐々木副委員長ともどもよろしくお願ひいたします。

ここでお諮りします。本日の委員会に一般傍聴の方から委員会傍聴の申し出がありました。このことについて許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、委員会傍聴を許可することに決定いたしました。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時46分

再開 午後 1時47分

○委員長 多比良和伸君 休憩中の委員会を再開します。

◎開議宣告

○委員長 多比良和伸君 直ちに議事に入ります。

○委員長 多比良和伸君 本委員会に付託されました議案第5号 砂川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号 砂川市墓地条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号 砂川市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第1号 平成30年度砂川市一般会計補正予算、議案第2号 平成30年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算、議案

第3号 平成30年度砂川市下水道事業特別会計補正予算、議案第4号 平成30年度砂川市介護保険特別会計補正予算の8件を一括議題とします。

お諮りします。審査の方法としては、まず予算先議議案の審査を行い、次に一般会計を行うこととし、歳出を款、項ごとに、続いて歳入の審査の順で行い、次に特別会計の歳入歳出を一括する方法を進みたいと思います。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように進めてまいります。

初めに、議案第5号 砂川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。

武田圭介委員。

○武田圭介委員 1点だけ確認をしたいのですが、今回の条例が国の基準に基づいて市の条例改正ということで、基本的には基準に基づいたつくり方になっているのですが、配られている議案の8ページ、附属説明資料ですね、ですから。の改正後の上から2行目、次に掲げる事項に係る連携協力というものがあるのですが、これは官報なんかで交付されているものによると括弧書きが入って、事項として具体的なものが織り込まれているところがあるのですが、砂川市の条例にはこれを織り込まなくてもいいのかどうかということなのですか、その辺というのは大丈夫なのかどうかという確認をしたいと思います。

○委員長 多比良和伸君 暫時休憩します。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 1時51分

○委員長 多比良和伸君 休憩中の委員会を再開します。

社会福祉課長。

○社会福祉課長 斉藤隆史君 ただいまご指摘ありました条項につきましては、当市におきましては具体的事例がないことから、記載をしていないところでございます。

○委員長 多比良和伸君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第5号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第6号 砂川市墓地条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。

小黒弘委員。

○小黒 弘委員 合同墓の関係なのですけれども、1つだけお伺いしたいのは、総括でのやりとりや何かでもあったのですけれども、使用者の資格というところなのですけれども、他の条例もちょっと見てみたりもしていたのですけれども、うちの場合は随分簡潔明瞭で、2個しかないのです。具体的にちょっとお伺いをするのですが、例えば私が1人で暮らしていて、子供たちは住所も本籍も嫁ぎ先のほうにもう移している。私が亡くなって、子供たちには合同墓に入れてほしいと言ってあるのです。そのときにうちの子供が私の焼骨を合同墓に入れることができるかという、今の項目でこの2つからいくとどうもできそうもないと思うのですけれども、そのときは市長が特に必要と認めた者についてということになって、合同墓に私は入ることができるのかどうかなのですけれども、その辺のところはどうなのでしょう。

○委員長 多比良和伸君 市民生活課長。

○市民生活課長 佐藤哲朗君 ただいまのご質問の使用者の資格ということなのですけれども、今の例えのお話でいきますと、今の資格の要件では申し込みはできないということになります。

○委員長 多比良和伸君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 それは、ちょっと寂し過ぎませんか。私は、現にここに住んでいるのです、ずっと。女房が先に死んで、僕は合同墓に入れたのです、女房を。私も続いていくから。でも、私今1人で、子供たちは女の子ばかりだから、さっきから言っているように嫁いで住所も本籍もない。今のままだったらだめなのでしょう。ほかの条例の場合、本人が本市に住んでいて、祭祀を行う者、つまり葬儀や何かをしてくれる者が、要するに私の子供がちゃんとやってくればできますよという1項があるのですけれども、今の話だと課長がお話しされたことでいうと私は入れないのですよね、そこに。本当にこれはそうなのですよね。それが市長が特に必要と認めた者についてというところに入っていけるのなら、運用上で何とかできるのかなと。すごく具体的な例ですけれども、これは確実にあり得る例ではないかなと思って今私はあえて言っているのですけれども、そのところは市長が特に必要と認めた者ということにはならないのかどうかと、ならないのだったら市長が特に必要と認めた者というのはどういうものになっていくのか、今の段階で話せるものがあつたら話してほしいと思うのですけれども。

○委員長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 峯田和興君 現在考えている条例の部分におきましては、使用の許可という方に関しましては本市に住所または本籍を有している方につきまして申請があつた場合に

は認めるということで、例えば本市に住所または本籍のない方につきましては先ほども話しましたように葬儀とかの祭祀の主宰となるような方が市内にいるような人をお願いをできれば可能だということではございますけれども、その方が市内とかにいないければ現在は難しいというようなところでございます。ただし、市長が認めるというところに関しましては、今現在まだどこというところで具体的な想定はしていないというところではあります。それぞれの事情によりというところの判断とはしております。

○委員長 多比良和伸君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 これ以上聞くことはないのですけれども、そうだとすると本当に合同墓を使える人が余りにも、さっきの総括での生前予約とかなんとかというのは市長が言うようなことはわかるのです。ただ、今のぐらいいは入れるようにしてほしいなと思うのです。でも、先ほどからの答で、それを市内にいる誰かに頼めばいいと。それは無理でしょう。私が誰か知人に私が死んだらあなたが市内にいるのだから、私を合同墓に入れるように頼むねといったって、その人は迷惑ですよ。子供とか親戚だったらまだわかるのだけれども、ここって何で、市長が特に認めた者に入りますと言ってくれば僕はそのまま帰れるのに。やっぱりそこの案件というのは、ここに入ってこないとだめなのでしょうね、きつと。

○委員長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 峯田和興君 今現在この部分のただし市長が特に必要と認めた者というようなところの考えについて、これから10月1日まで運用というところでは決めていくところではございますけれども、今後今内部的には亡くなる前に砂川にいた方等についても運用として、ただし市長が認めた者というところに入れるようなことで検討していきたいと考えております。

〔何事か呼ぶ者あり〕

申請者が申請してきた焼骨について、焼骨自体が砂川に住んでいて亡くなったものを持ってくれば、それについては対象とするような方向で考えていきたいと思っております。

○委員長 多比良和伸君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 さっき私が出した例で、私は運用のところで娘がそうしようと思ったら許可はしてもらえると考えていいのですか。

○委員長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 峯田和興君 今回の条例のただし市長が認めるというところの部分で、亡くなったときに砂川に住んでいたというような骨を持ってきたというものにつきましては、このただし市長が認めるというようなところで、例えば許可の人が市外にいてもそれは該当をさせるというような方向で考えていきたいと思っております。

○委員長 多比良和伸君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 本当は、これは1、2という中の大きな部分だと思うのです、そのこと

ころって。そうではないと、根拠として当然使用者はこういう人ですよというのはこれから使用が可能になって条例が通っていけばこの条例のここから使用者となっていくのだろうなと思うのですけれども、そうしたら私たちはこういう場合は、今私が言った例みたいにみんな聞きたいことになってきて、それなら運用でいけますと、部長が言ってくればいいだけの話になってしまって、これはやっぱり本当にこれでいいかなと正直ちょっと思っているのが今なのですけれども。

○委員長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 峯田和興君 定義的に今規則のほうもつくっておりますので、規則のほうでその辺の規定についてはきちんとうたっていきたいと考えております。

○委員長 多比良和伸君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 普通は、規則を参考資料でつけるのです。そうすると、我々は条例ではないけれども、運用上でこういうふうになっていけるのだなと。そこで、例えば亡くなる時に砂川市に住所があったり、本籍があった人はというようなことが書かれていれば確実に私たちも市民に、いろんな場面を聞かれるわけですから、こういうときはどうなのと。そのときに一番わかりやすいのは、条例に書いてあるからこのとおりですよというのが一番わかりやすいのですけれども、あとは規則にあればそうなのだけれども、ただ規則も何もない中でこれはどうやって解釈していったらいいのかなと。ただ、私が言った例に関しては部長はそれはいいですよとってくれているので、でもこれって規則に書かれるのだろうとなれば部長がかわってもこの規則にあるとおりでということになるのですけれども、ちょっとそこは疑問に思いながら、質問は終わりたいと思います。

○委員長 多比良和伸君 増山裕司委員。

○増山裕司委員 今の小黒委員に関連することなのですけれども、例えば私のような本当の単身、独身です。でも、住所は砂川にありますよと。本籍は美瑛町なのです。もし万一のときには美瑛の実家のお墓があるのです。そこに入るようになっていたのですが、例として兄弟の関係がうまくいなくて、私が今の例なのです。自分で合同墓に入りたいといったような事例が出たときに、自分で意思表示をしても、親族とはうまくいっていないので、絶縁状態だったとしますよね。そのときに今の例だと、私が幾ら合同墓に入りたいといっても誰か、市長が認めない限り、あるいは市民部長が認めない限り難しいわけですよ。そんな解釈でよろしいのでしょうか。まず、このところをお伺いします。

○委員長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 峯田和興君 いろいろなケースがあるのだろうと思うのですけれども、基本的には許可申請する方が本市に住所または本籍を有する、あるいは本市の墓地に埋葬されている、あるいは先ほどの部分でただし市長が認めるところで亡くなったときに本市に住んでいる、あるいは本籍があるというような方を基本として考えておまして、基本的にはもし1人の場合ということでいくと葬儀とかにある程度お願いできるような人に

ちょっと申請をしてくれというような形では対応ができるのかなとは思っております。

○委員長 多比良和伸君 増山裕司委員。

○増山裕司委員 少しわかりました。

それで、私が死んだとして、葬儀を引き受けてくれる人、家族ではないけれども、第三者がいたと。この第三者の定義というのは、私なりに理解するのは例えば成年後見人だとか、余りいないかもしれませんが、僕の友達だとか、何か第三者と言われる定義というか、今どういうものをイメージしているかお聞かせいただきたいのですけれども。

○委員長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 峯田和興君 第三者といいますか、誰でもいいとかということは思っていませんで、やはり祭祀の主宰者といいますか、葬儀とかをある程度やっていただける、あるいは死亡届を出して、その後を受け持ってもらえるとか、そのような方がある程度、例えばそういう方が現に骨を持っているというようなことも条件にありますので、現に骨を持っているのはなかなか誰でもいいとかという方ではないと思いますので、そういう方をお願いして申請をしていただければ可能なような条件にはなっております。

○委員長 多比良和伸君 増山裕司委員。

○増山裕司委員 わかりました。何となくイメージがわかってきました。

それで、今のお話の続きでお伺いしたいことがあるのですが、先ほど総括質疑の中で冬場の対応として除雪しないのですよというお話がありましたよね。今も除雪していないので、合同墓ができて原則として除雪は考えていないという答弁があったと思います。そういう例なのですけれども、仮に私が冬に亡くなりましたと。第三者の人が、どなたでもいいのだけれども、友達でもいいのですけれども、葬儀が終わって焼骨したと。焼骨を納骨したいのだと、合同墓に。先ほどの論議でいくと、雪が解けるまでの間、冬場は除雪しないので、納骨は難しいと。雪が解けるまでの間は、その第三者の人がそのまま焼骨を保管しなくてはならないという事態になると思うのですが、そういうことでよろしいのですか。これは確認です。

○委員長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 峯田和興君 合同墓に関しましても場所が北吉野墓地ということで、火葬場のところまでは除雪等を行っていますけれども、合同墓のところに関しては駐車場も北吉野墓地のところにあるということで、冬期間については利用が難しいということでは考えています。その中で流れとして受け付けをして、その後いつ入れるというのを協議をしますので、冬の期間については申しわけないですけれども、ちょっと保管をしていただいて、春の日程で納骨をするようなことになるようなところでございます。

○委員長 多比良和伸君 増山裕司委員。

○増山裕司委員 わかりました。

それで、今言ったようなことを、いろんなケースがあると思うのです。それは、先ほど

の部長のお話の中では別に定める規則があって、その中で事細かな運営については定めていきたいという答弁があったような気がするのですが、そのような理解でよろしいのでしょうか。

○委員長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 峯田和興君 期間と必要なものにつきましては、規則等で明記しながらわかるような形で進めていきたいと考えております。

○委員長 多比良和伸君 増山裕司委員。

○増山裕司委員 もう一度確認なのですが、規則を定めるという理解でよろしいのでしょうか。

○委員長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 峯田和興君 今の規則も並行的につくっておりますので、その中で使用期間、これは期間という中に例えばある程度の期間の中で雪が降るまでみたいなどころも出てくるかと思えますけれども、期間については規則の中で明記、記載をしていきたいと考えております。

○委員長 多比良和伸君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 まず、総括の続きとして、今までもいろんな質疑がありましたけれども、この合同墓の条例が通って施行がされたときに、実際に利用する方が申請をしようとする場合にはどういった手続が必要になってくるのか、その流れをお伺いしたいと思います。

○委員長 多比良和伸君 市民生活課長。

○市民生活課長 佐藤哲朗君 合同墓の申し込みに関する手続の流れということでございますけれども、まずは窓口のほうに来ていただいて申請書を出していただく。その際に火葬許可証をつけて出していただく。その後は、受け付けして許可がおりれば実際に納骨する日を確認して、希望の日になれるかどうかちょっと組み合わせによってはわかりませんが、調整させていただいて、その上で納骨の日を決め、その後納骨の日を迎えたときには当日合同墓、そちらで立ち会いのもと、今鍵をかけて管理をしておりますので、納骨時に鍵をあけてご親族等に直接納骨室のほうに遺骨のほうをあけて収容していただくという流れで考えております。

○委員長 多比良和伸君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 そうすると、墓地と合同墓、先ほど総括でも定義が違うということを認識されているということでしたので、当然墓地の使用許可と合同墓の使用許可は別物という理解でよろしいですね。

○委員長 多比良和伸君 市民生活課長。

○市民生活課長 佐藤哲朗君 墓地と合同墓は違うという、余りそういう認識ではなくて、墓地の中には工作物等も含まれるという認識でおりますので、今の既存の墓地は墓地の区画をお貸ししている。個人の方はその上にお墓を建てるという形ですけれども、合同墓の

場合はその区画の中に合同墓もついた形のそこをお貸ししているという形で、許可証自体も墓地の使用ということでお貸しするという許可証を考えております。

○委員長 多比良和伸君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 もう一回確認ですけれども、使用許可はそうすると同一の使用許可でやろうとしているということですか。

○委員長 多比良和伸君 市民生活課長。

○市民生活課長 佐藤哲朗君 使用許可証の様式を今作成中でございますけれども、墓地、合同墓等の明記をしつつということで考えてはおります。

○委員長 多比良和伸君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 つまり様式は1枚であってもいいのですけれども、許可は別々にあるという理解でよろしいですか。

○委員長 多比良和伸君 市民生活課長。

○市民生活課長 佐藤哲朗君 許可証は同じ様式で使いますけれども、別という考えでよろしいかと思えます。

○委員長 多比良和伸君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 総括でもありましたけれども、うちの条例の中に定義がないですし、法律の中では厳格に定義がされているので、墓地と墳墓というものは全く違うものです。そこに先ほどの答弁であった解釈の墓地の区画の中に墳墓を建立するために墓地という区画があると。その墳墓というのは、焼骨を埋蔵する施設だというのはこれはもう法律の定義で明確にされているので、そこにうちが独自に定義規定を置いていない中で墓地の中に墳墓も含まれると解釈するのはやはりかなり難しいだろうと思っているのですけれども、それでも先ほどの答弁は変わりませんか。

○委員長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 峯田和興君 定義的には、墓地とは許可された区域あるいはその上にある工作物等、例えば水飲み場とか駐車場とかというところで、あとは墓、墳墓というようなものが別にあると。その中で許可に関しては、合同墓もそれぞれ申請をしていただいて、それぞれの許可になるというようなところでございます。

○委員長 多比良和伸君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 ちょっとおかしいと思うのですけれども、先に進むと、そうすると合同墓の使用許可についての条文というのは今回の改正案の中にも入っていないのですけれども、あくまでも既存条例にあるのは墓地の使用許可の申請と許可証の交付だけなのです。これについては、どう対応しようとしているのですか。

○委員長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 峯田和興君 3条の墓地を使用しようとする者はということで、この墓地の分は上物、工作物、区域内にある上のものについても、その中の合同墓というような認識

でおります。

○委員長 多比良和伸君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 先ほど許可は別々に出るというお話が答弁としてありました。皆さん方は公務員ですから、許可というのはただ判こをつくという行為ではなくて、行政処分として行っているわけですから、当然許可申請については合同墓を持っている条例であっても合同墓の使用許可というのは別に条文規定を持っているわけです。許可証の交付も別に交付規定として持っていて、それがなく、使用者の資格だけ今回書いていますけれども、使用者の資格というのはこういった方々が申請できますよということは明示しています。これは、道路占用許可とかでも全部同じですよ。いろんなこういう条件に該当したら、道路は使えると。だけれども、申請行為がない中でその要件を満たしている人に勝手に行政機関が許可なんて出すことはあり得ないわけですから、申請行為を促す条文、根拠規定がないといけないと思うのですけれども、そこというのは本当になくても大丈夫ですか。

○委員長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 峯田和興君 今回合同墓の部分で改正していませんが、第3条の第1項に墓地を使用しようとする者は、あらかじめ墓地使用許可申請書を提出しというところで、この部分で区域の上にあるものというところで合同墓を含むと考えております。そのほかに区画のほうについては、第2項として合同墓を除くというようなところを今回定義づけをしたというような状況でございます。

○委員長 多比良和伸君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 やっぱり墓地の中に墳墓を織り込むというのは、非常に解釈としては限界があるだろうと。なぜならば、もと法である、何度も繰り返しですけれども、墓地、埋葬等に関する法律の2条の4項、5項で定義がしっかりと定まっていますから、ここから直ちにこの条例がそれで違法で不当だとは申しませんが、ほかの砂川市の条例、それからほかの自治体のこういう許認可とかを定めている条例についても申請行為、行政行為ですから、申請行為を促す、担保するための条例というものは持っていないといけないと思うのですけれども、先ほどの答弁からなかなか変わらないとは思いますが、しかしこれは決して行政がつくる条例としては好ましいものではないと思うのですけれども、その辺の認識というのはいかがですか。

○委員長 多比良和伸君 ここで皆様にお願ひがありますけれども、できればもう少し静粛にお願ひしたいと思います。

市民部長。

○市民部長 峯田和興君 今回墓地の合同墓の部分で、第3条第2項の部分で墓地（合同墓を除く。）というものを入れたところがありますが、その第1項に墓地を使用しようとする者は、あらかじめ墓地使用許可申請書を提出し、市長の許可を受けなければならないというところの部分で、一応担当としましてはここに合同墓も含むということで使用許可

を受けなければならないというような判断の中、第2項については区画の部分なので、合同墓を除いたというような認識にあります。

○委員長 多比良和伸君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 区画の話をされてしまうと、合同墓の区画の話というのは、多分1世帯1区画で、その面積6平方メートルといったところを超えてしまうのではないのかなと、1人の利用としては。そこの整合性がとれなくなってしまうので、そもそも墓地の中に合同墓の使用許可を織り込むというのも無理があるのですけれども、区画の話をされてしまうとやっぱりそういった問題も出てくると思うのですけれども、その辺というのはどういう解釈をすればいいのでしょうか。

○委員長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 峯田和興君 今回の3条の2項のところの部分で、現行墓地の使用は1世帯1区画という中に今回合同墓を除く規定を入れたということで、この1世帯1区画というのを合同墓は入らないというようなものを規定したということでのお話をしたところであります。

○委員長 多比良和伸君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 その2項の今の答弁でそれが成り立つとしても、もともとの根拠である使用許可のところというのは先ほどの答弁からしてもなかなか解釈するにも難しいかなと思っておりますけれども、とりあえず一通り次に進んで、先ほど来から議論されている使用者の資格のところなのですけれども、先ほど小黒委員の質疑で具体的な例を出されていたと。増山委員も具体的な例を出されていて、本来条例に規定するという意味合いは、多くの人が見たときに自分が利用対象者になるかどうかというのが明確にわかるようにするために規定されているわけです。これが一回一回、ただし書きというのはよほどの例外規定ですから、1件1件問い合わせがあって、こういう場合は該当します、こういう場合は該当しませんというものであってはいけないわけなのですけれども、先ほどお二人の委員が質疑をされているので、2項のところを見ると現に所持する焼骨を埋蔵しようとする者というような形になっていて、これから焼骨を持っている方が埋蔵しようとする者が市内に住所、本籍を持っていないとできないということで、先ほどの答弁の中では何か娘さんとか、そういったような方が市外にいる場合にはこれからつくる規則の中で対応していこうという話があるのですけれども、これは本来はやっぱり規則で定める事項ではなく条例事項だと思うのですけれども、その辺というのは原課としてはどのようにお考えになりますか。

○委員長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 峯田和興君 これにつきましては、ある程度必要な部分を規則等に定めながら、ほかのほうではいろいろ周知を図りながら市民の方等にわかるような形で規定をしていきたいと考えております。

○委員長 多比良和伸君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 やっぱり条例というのは、どんなものが対象になるかという明示をするだけではなく、なかなか難しいのですけれども、わかりやすさといったようなものも必要になってくるかなと思います。このところは、今こういう上程されている中を見ると非常に対象となる範囲が狭まっているのかなという気はするのですけれども、ちょっと話を先に進めまして、次に附属説明資料の6ページに行くのですけれども、今回生活保護法の規定による生活扶助を受けている者与其他市長が特に必要と認めた者という形で、特に生活保護法の生活扶助を受けている方はまず間違いなく免除が受けられるということなのですけれども、この辺の考えというようなものをお伺いしたいと思います。

○委員長 多比良和伸君 市民生活課長。

○市民生活課長 佐藤哲朗君 生活保護の生活扶助を受けている方ということで、多くの方は生活扶助を受けているとほかの教育扶助ですとか、住宅扶助ですとかを受けている方がおられますけれども、中には医療費だけの扶助という方もおりまして、その方以外の生活扶助を受けている方は対象になるという考えでおります。

○委員長 多比良和伸君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 先ほど総括でも聞いたのですけれども、詳しくはちょっと総括は3回しかできなかったの、聞けなかった減額といったようなところというのは一切その中で協議されることはなかったのか、もう免除ありきでなっていたのか。同じように道内の墓地条例を調べてみると、免除と言いつけているところってかなり少ないのです。数自治体しかないのですけれども、その辺というのはいかがですか。

○委員長 多比良和伸君 市民生活課長。

○市民生活課長 佐藤哲朗君 他市の条例の規定あるいは市の条例の規定の中で減免という表現を使っているところもありますけれども、規則の中に行ったときには生活保護については全額免除というような形でうたっている、市の中でもそううたっているのも多々ありまして、今回についてはもともとの条例で免除ということであってましたので、引き続き免除ということで捉えているところでございます。

○委員長 多比良和伸君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 それから次に、5条の墓地の区画の確認のところ、使用権者の後ろに合同墓の使用許可を受けた者を除くということで、以下この条云々というのがあるのですけれども、この対象から漏れている部分をもと条例でいえば8条や10条、それから13条、14条1項1号、それから14条の4項なのですけれども、これはそれぞれ合同墓を除くという意味合いが果たしてあるのかと。先ほどからちょっとすれ違っているのですが、墓地の使用許可と合同墓の使用許可というのは行政行為ですから、私は別物だと思いますし、その認識はないのはやっぱりまずいと思うのです。となると、これは合同墓を除くと書いていますけれども、柱書きとかを見ると全部墓地の使用許可に関するところしか

書かれていないので、この辺はあえてこの中に含める必要性もなかったのかなと。つまり全部合同墓の使用許可を受けた者を除くということであれば、除くでもよかったと思うのですけれども、その辺というのはいかがですか。

○委員長 多比良和伸君 市民生活課長。

○市民生活課長 佐藤哲朗君 使用権者の合同墓を除くかどうかというところでございましたけれども、例えば10条でいいますと使用権を移転したときというようなことで定めております。合同墓を申し込まれてから実際に納骨するまでの間に、例えば申し込まれた方、許可の出た方がかわってしまうというような場合もありましたので、そのあたりはそういうような合同墓を申し込まれてから関係するような部分については除くというような形で定めなかったところでございます。

○委員長 多比良和伸君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 その一つの例はそれで対応できるのかもしれませんが、ほかの条文のところはそれでは対応できないと思うのですけれども、その辺の説明というのをもしできればしていただければ。

○委員長 多比良和伸君 市民生活課長。

○市民生活課長 佐藤哲朗君 例えば第8条についての管理上必要があると認めたときということでございますけれども、合同墓に入れられた後の管理的なものは市のほうで行っておりますので、除いてあるということでございます。

あと、13条の1項のほうでしょうか。13条については今回2項を追加しておりますので、1項については前項の規定にかかわらずということを除いておりますので、外れているという状況です。

14条についても合同墓に実際に収容された方というのは焼骨は戻すことができないということで規定しておりますので、このあたりの関係がないと思われるところには除いてあるというようなことでございます。

以上でございます。

○委員長 多比良和伸君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 冒頭の話なのですけれども、墓地の使用許可の中に合同墓の使用許可を入れてしまうと今出てきたところの問題があつて、13条のもと条例、使用権の消滅のところは墓地使用の許可を受けた日から3年を経過しても使用しないときという、ここは3年間と言われているのです。先ほど来の説明で墓地使用許可の中に合同墓の使用許可が含まれてしまうと、今回の改正案の中で附属説明資料の8ページですけれども、使用権の消滅のところでは当該使用許可を受けた日から1年を経過しても合同墓を使用しないときと。同じ許可で3年、1年といったところの整合性が出てこなくなる。その原因は、やっぱりそもそもが墓地の使用許可と合同墓の使用許可、お墓と墓地が違うという法律の規定があるところが混在しているからだと思うのですけれども、その辺の不整合

というのはどう対応されようとしているのですか。

○委員長 多比良和伸君 市民生活課長。

○市民生活課長 佐藤哲朗君 ただいまの13条に関しましては、1項のほうは墓地の使用権者ということになっておりますけれども、2項のほうで前項の規定にかかわらずということで、合同墓の使用許可を受けた者に対しての限定として1年を経過してもということ定めているところをございまして、通常の墓地の3年と合同墓の1年ということで、重複するとは考えてはいないところをございます。

○委員長 多比良和伸君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 そうなると、本当に条例のつくりとしてはしっちゃかめっちゃかになってしまって、許可は一緒になっているけれども、前項の規定にかかわらずとあるからこの使用権の消滅のところは3年、1年はそこはばらばらなのですとなってくると、なかなか条例をぱっと見たって一般の人はわからないですし、運用するといってもかなり大変だと思えます。それから、条例をつくるというのは総括でも言いましたけれども、基本的にはルールをきちっとしたものをつくるわけであって、事前に想定できるような法的紛争リスク、行政が訴えられることもありますし、家族間の紛争に巻き込まれることもあるので、そういうのを未然に防止するということを考えれば、そういう不整合はあってはならないと思えますし、ここで今こうやって解釈が分かれていますけれども、これはもしプロの法律家が入ってきたらもっともっと突っ込まれることがいっぱい出てくると思えます。そうなってくると、本当に使える条例になっているのかという心配も出てくるわけなのですけれども、規則で対応できる部分があれば、やっぱり条例本則の中にうたわないといけないところがあって、そもそも論になって、総括できけばよかったのですけれども、3月の予算審査特別委員会の中で合同墓の予算が出たときに私もここで質疑に立って予算には賛成しました。そのときに今後のタイムスケジュールを伺ったところ、9月に条例改正の予定を考えていると。確かに新年度で担当の部長さんもわかりましたから、いろいろ忙しいこともあったと思えますけれども、半年間あったわけですから、この条例を上程するに当たってどういうふうに起案作業とかに取り組んでこられたのかというのを順序は逆転してしまいましたけれども、お伺いしたいと思います。

○委員長 多比良和伸君 市民生活課長。

○市民生活課長 佐藤哲朗君 合同墓の予算をとってからで、まずは合同墓の建設にどのような形で進めていくかということでやっておりました。条例に関しましても先行している市町村がありますので、そちらを参考にしながら市のほうの条例に合うような形で進めていたところをございます。

○委員長 多比良和伸君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 その際、ほかの自治体で先行している自治体があるわけですから、いろいろと情報収集等もされていると思うのですけれども、その辺の取り組みといったような

ことはもちろんされているのかどうかということなのですから、いかがですか。

○委員長 多比良和伸君 市民生活課長。

○市民生活課長 佐藤哲朗君 先行して合同墓を実施している自治体に対しましては、それぞれ担当のほうから中身等も確認等もしておりますし、条例等の規定についても同じような条例で既に実施していたものですから、このような形になっているという状況でございます。

○委員長 多比良和伸君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 道内に砂川市を含めて35市あります。私は個人的に調べているので、漏れはあると思いますけれども、8月31日現在で35市のうち16市に合同墓等と似たような類似物の施設があって、それに対応する条例ができています。決して多数決ではありませんけれども、使用許可に関する規定というのはそのうちの11市がきちんと明記していると。残り1市はどのようにでも解釈できるような規定の仕方にもなっていますし、4市についてはちょっと把握できないところはあったのですけれども、ただやはり合同墓の定義もきちんと置いて、少なくとも合同墓と墓地が違うものだという認識の中でつくっていると。先ほど答弁の中で先発した自治体の条例等も参考にしたということであれば、これは道外の条例ではなくて道内のほかの市の条例ですから、そういったようなところももうちょっとしっかりと見ていただきたかったなと思うのですけれども、その辺というのは特に道内の担当者あるいはほかの条例等の研究といったようなものはどういうふうにされていたのかということをお伺いしたいのですけれども。

○委員長 多比良和伸君 市民生活課長。

○市民生活課長 佐藤哲朗君 情報収集といたしましては、各合同墓を先行している市町村に確認等はしてございますけれども、条例のつくり上の話的には特段確認はしていないところでございます。

○委員長 多比良和伸君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 条例事項はそれぞれの自治体の専権事項ですから、当然確認をするという義務はないのですけれども、ルーチンワークだと思って条例が出たら議会がすぐ通るのではなくて、いま一度条例が非常に議会の議決を必要とする重いものであるといったようなことは皆さん方もう一回再認識をしていただきたいなと思います。

それから、13条ですけれども、8ページ、使用権の消滅の規定があって、先ほども少し触れましたけれども、使用許可、まさにここに使用許可と書いてあるわけですから、使用許可を受けた日から1年を経過しても合同墓を使用しないとき使用権は消滅する。そして、前2項の場合、通常の墓地と合同墓の場合には納付した使用料を還付しないということはあるのですけれども、これは使用権が消滅して許可は取り消されていないのですけれども、その関係というのはどうなりますか。

○委員長 多比良和伸君 市民生活課長。

○市民生活課長 佐藤哲朗君 13条のところで使用権は消滅したということで、許可のほうの取り消しのほうはなっていないということでございます。

○武田圭介委員 そうなのですかけれども、それでどうなのですかという。

○委員長 多比良和伸君 市民生活課長。

○市民生活課長 佐藤哲朗君 13条のほうの消滅ということで、14条の取り消しというところでは捉えていないというところでございます。

○委員長 多比良和伸君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 そうすると、許可が残って使用権だけが消えていますから、また再度許可を残したまま許可申請をするという形になるということですか。前の許可は、次の許可が仮におりたとしても許可の取り消し行為がないですから、二重許可になると思うのですが、そういったようなところの対応というのはどうしたらいいのですか、運営上。

○委員長 多比良和伸君 市民生活課長。

○市民生活課長 佐藤哲朗君 使用権については消滅しているということで、取り消しはしていないですが、使えないという状態で、管理のほうはしていくということでございます。

○武田圭介委員 それで、その後許可申請があって二重許可になったらどうするのですかという、許可は認められるかどうかというのがありますけれども、認めないというような規定もないのという。

○委員長 多比良和伸君 市民生活課長。

○市民生活課長 佐藤哲朗君 万が一またさらに新たに許可申請があった場合には、その方は新たな条件に合致していれば許可を出すというようなことになります。

○委員長 多比良和伸君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 でも、そうすると許可が二重におりにいることになるので、納骨するときとかでもなぜ火葬許可とか埋葬許可があるかといったら、やっぱり他人の骨とかが混入しないようにというようなこともありますし、人の死って重いものですから、確認が必要だということで許可を出しているわけですから、その許可の取り消し部分に該当するところがなければ、それはやっぱりふぐあいといったようなものが出てくると思うのですが、その辺の影響というのは特に考えられていませんか。

○委員長 多比良和伸君 市民生活課長。

○市民生活課長 佐藤哲朗君 事務的なふぐあいというのは考えてはいないというところでございます。

○委員長 多比良和伸君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 許可ですから、万が一取り消された相手が不服がある場合には行政手続法に基づいて聴聞や弁明の機会の付与、場合によっては行政事件訴訟に基づく取り消し訴訟だって提起できるものです。だから、そこは問題ないというのはまずいと思うので、少

なくとも何らかの形で許可を取り消しできるというようなものにしておかないと、これはやっぱりまずいかなと思います。

先ほど増山委員の質疑だったと思いますけれども、冬期間の話、私も総括で触れましたけれども、なかなか除雪をしていないことを理由にして納骨を拒否するというのは上位法である墓地、埋葬等に関する法律の13条の正当理由に該当しないと思うのですけれども、その辺というのは本当に大丈夫ですか。再確認です。

○委員長 多比良和伸君 市民生活課長。

○市民生活課長 佐藤哲朗君 先ほどの墓地埋葬法の13条の正当な理由が何かということになるかと思いますが、社会通念上個別に判断していくということになるかと思いますが。砂川市については、実際豪雪地帯ということで、冬の利用、冬に納骨室をあけるといっても雪が入るおそれもありますので、事前に申し込みの段階から冬期は使用できないというのを説明して、了解した上で申し込んでいただくということで、そのような形で納得をしていただけたらと思います。

○委員長 多比良和伸君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 使用者の資格で、許可を受けられる人の資格が認められていると。許可に条件を付することはできますけれども、許可の申請行為があつて、それを受理して、1年の間に焼骨を入れないといけない。冬に亡くなって、それこそ子女が市外や道外、海外にいらっしゃる方も珍しくありません。どうしても入れないと、別に預ける方もいない。預けるにもお金がかかるとなるときには、それは行政の都合だけで、ここに何の使用期間の定めとかもなかったら非常にまずいと思うのです。というのは、使用期間を定めている条例がちゃんとあります。条例にするとなぜそれが免責されるかという、まさにここにいる選挙で選ばれた議員が市民の不利益になることも条例という形で議決するからです。それで、しっかりと明記をしているからこそ、そういったようなところが免責されるわけです。でも、それは例えば規則でうたうといつても、事前に説明するといつても、やっぱり使う人にとっては一生に1度のことかもしれないし、そう何度も葬儀ってあるものではありませんから、期間もあくでしようし。そうなると、わからないということだって当然あり得るわけですから、やっぱりそこは条例の中にしっかりとうたっておかないと、特に北海道は積雪寒冷地域ですから、そこら辺がないというのはまずいと思うのですけれども、その辺というのは原課の中でどういうふうに協議をされていたのかなと思うのですが、その辺はいかがですか。

○委員長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 峯田和興君 公の施設の設置ということで、条例に必ずうたわなければならない設置なり管理に関するものについてのものというところでは、その期間というところは必ずしも定めなければならないというところではないのかなと思いますけれども、ただ定めてもいいし、規則でもというようなところではございます。今回合同墓の納骨に際し

ては、現に焼骨を所持する方か、あるいはもう本市の墓地に埋葬されている方ということで、比較的骨を持っていてもう入れようと思えば入れられる方が多いのかなということ、ちょっと期間が短い1年というような設定をしたところでございます。

○委員長 多比良和伸君 武田圭介委員の質疑は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午後 2時44分

再開 午後 2時53分

○委員長 多比良和伸君 休憩中の委員会を開きます。

武田圭介委員。

○武田圭介委員 先ほど答弁の中で墓地も担当者によってよく誤解されている方もいるのですけれども、砂川市のほうは大丈夫だなと思ったのが一応おかしいかなとは思っても地方自治法244条の公の施設ということですから、当然公の施設はほかにも砂川市内にはあると。絶対的に規定する事項ではないと思います、確かに使用期間は。それは、答弁のとおりです。ただ、砂川市の条例を見ると体育施設条例ですかオートスポーツランドの条例、これには使用期間とか時間とかが明記されているわけです。ですので、砂川市の条例の中にもそういう使用期間とかを明示しない条例がないわけでもないですし、むしろオートスポーツランドや体育施設よりも墓地なんかは1年以内に入れなければいけないという許可を受けておきながら、ある意味冬は入れられませんかということになると個人の権利制限をかけるような形になってくるので、本来であれば使用期間というのは条例に書かないといけないだろうと。なぜこれを1年にしたのかというのは非常に疑問で、大体私も個人的に調べてみると平均的には3年から5年ぐらいの規定にしているのです。3年から5年ぐらいの規定だと、仮に1シーズン入れることができなくても時間的な余裕があるからいいのですけれども、1年にしてしまうとやっぱり今まで言ったようなふぐあいというのが出てくるのですが、この辺というのはどういった議論がその中でされていたのかというのを伺いたいと思います。

○委員長 多比良和伸君 市民生活課長。

○市民生活課長 佐藤哲朗君 消滅の1年ということでございますけれども、1年に関しましては合同墓についてはそもそも親族等で合同墓に入れますということで、親族の中で相当協議した中で行われるものだと思います、最初に使用許可だけとっておいて、それから考えるというようなことでは余り想定しておりません、合同墓に入れるというのが決まったので、手続をするということを想定していましたので、短い期間の1年ということになっております。

○委員長 多比良和伸君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 最近の法的紛争というのは、どういったようなものが発生するかというのは全く読めないところで、結構相続と聞くと遺産ばかりがクローズアップされるのです

けれども、祭祀の承継者をめぐる争い、それから遺骨をめぐる争いというものも当然考えられるわけです。これは、別に都市部だからとか、田舎だから発生しないとかというものではなくて、そういったようなものが発生してしまって勝手にまだ身内内で決着もついていないのに、行政機関では確認するすべがありませんから、届け出が出たらこの人が祭祀の承継者だと。合同墓に入れるということで許可を出したら、後から違う親族がそんなものは認めていない、行政は何ということをしてくれたのだというようなことだってあり得るわけです。ですから、今回砂川市が持っている墓地条例の中では明確な規定というものはないのですけれども、似たような規定はあるのですけれども、ほかの合同墓をつくって条例を直したところでは祭祀の承継者、確実に祭祀をやる方についての規定を整備して、許可を出すときの要件に加えたりとかということをやっているのですが、そういったようなものというのは一切ないといろんな不安が生じるのですけれども、その辺原課はいかがお考えになっていますか。

○委員長 多比良和伸君 市民生活課長。

○市民生活課長 佐藤哲朗君 実際手続に来られる方は、祭祀の承継者という方が来るだろうというようなことで想定して考えていたところでございます。

○委員長 多比良和伸君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 それは、つまり想定内なのですからけれども、最近何でも、国でも民間企業でも安易に想定外といったようなものが言葉として使われるのですけれども、今当然ちょっと情報のアンテナを張ればそういう親族間の争いが多いというようなことはそんなに難しく把握できないことではないわけであって、やっぱりそういったようなところも幅広く想定して網をかけておかないと、行政が要らぬ紛争に巻き込まれる可能性がある。ちょっと語弊があるかもしれませんが、本来条例事項できちんと定めておけば、そこはびしっと何を言われてもはねのけることができたのが、あやふやな規定にしておくがために行政も民間の裁判に巻き込まれる可能性も十分考えられるわけですから、その辺はやっぱり先ほども申しましたけれども、条例をつくるまでの期間がかなりあったことを考えれば、いろんなところにアンテナを張っていく作業が必要だったのではないのかなと思うのです。条例は今上程されていますから、もう結果論になってしまいますけれども、条例をつくるのも皆さん方の仕事ですから、公務員ですから条例をつくるというのは大きな仕事の一つで、かねがね言っているように法制と財政は公務員の皆さんがどこの部署に行っても切っても切り離せない行為ですので、これはしっかりと今たまたま市民部長と市民生活課長がここで質疑のやりとりをしていますけれども、ほかの部署の皆さんにも係る話なので、いま一度条例の重みといったようなものは理解していただきたいなと思います。

先ほどの話ですけれども、結果的にこの使用期間を定めていないことによって、冬のことを説明するというような話があっても、どうしても預ける場所がない、それから遺骨を持っていくことができないといった人があらわれてきたときにはどうしたらいいのかと。

つまり人の死というのは季節を選びませんから、冬に死んでしまったらそういう可能性だってあるわけです。これから今規則をつくっているというのですけれども、そういったところは本当に規則で対応できるのかも含めて、原課としてはどうお考えになっていますか。

○委員長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 峯田和興君 市としましては、現在のところ遺骨等を、焼骨等を預かるようなことは一切考えておりませんし、基本的にはある程度焼骨、先ほど骨をめぐるトラブルというところはありますので、なおさら市が安易に預かるべきものではないなというところがございます。ただ、あと今回の合同墓に関しましては一応亡くなってある程度各自で保管をして、その後いろいろ協議をして、合同墓に使用許可を受けてから1年たてば取り消すというようなところがございますので、その間許可をする前までにいろいろ各親族間等々で考えられた中に許可をしてくる。許可をした後については、あとは入れるというところで、ある程度入れるのにはよほどの事情がなければすぐ入れられるのかなとは考えております。

○委員長 多比良和伸君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 先ほども言いましたけれども、許可自体に条件を付するというようなことは当然考えられることですが、要件を満たしている方の許可の申請行為があったときに今は冬なので、春まで待ってください、これは申請行為に対して行政機関がそういうことは言えないと思いますので、その辺は冬に申請が来てしまった場合にそれを受け取らないということはできないと思うのです。そういった場合の対応というのは、どうしていかうと考えていますか。

○委員長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 峯田和興君 一応周知等で、受け付け的には一年中やるのですけれども、合同墓は入れるものについてはこの期間は入れられないというようなことを明記した中で、その中で許可をしていただくということで、もし冬の期間に入れられないということであれば自宅に保管とか、そういうことも考えられるとは思いますが。

○委員長 多比良和伸君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 つまりは、今は市内にいる人が原則としてなっているので、自宅があるというお話だったのですけれども、場合によってはお子さんたちは幾ら市内に家があったとしても、冬期間はというか、現在の住んでいる場所は札幌ですとか大都市とか、そういったところにおいて、砂川にはお子さんたちがいない可能性もあると。そういった場合には、マンション暮らしとか、必ずしも一軒家を持っている方ばかりではないと思うので、結婚をされていると姻族のほうのご親族の関係とかもあって、なかなか骨を安置しておくというのは我々が想像もつかないところでもめごとになる可能性もあると思うのです。ですので、これは今この条例を見てもどうしようもないので、運用のところでは何とかするしかないのですけれども、よほど誤解を生まないような説明等をしないと、先ほどの繰り返して

すけれども、人の死は季節を選びませんから、申請に来たのに、それで冬だから今除雪してないから入れられないと。これは、ちょっと法律にも抵触すると私は思いますし、それからそもそもとして感情としてもすぐに納骨をしたいのにそれができないといったようなことにもつながりかねないので、運用で何とかできるのであれば、それもどういった、根拠がないといけないと思いますから、一番考えられるものは規則だと思うのですけれども、そういったようなものをきちんと整備していただきたいと思います。

あと、規則ですけれども、この条例が議会で可決成立をすると施行日が平成30年10月1日になっています。もう10月1日まであと2週間ちょっとしかない中で、先ほど部長の答弁を聞いてびっくりしたのは、今規則をつくっている最中ですよ。これは先ほど来から繰り返しになりますけれども、条例をつくるのに6カ月間準備期間があったと。仮に6カ月フルに使えなくても二、三カ月ぐらい前から対応しておけば、条例案を議会に上程するときには最低限議会に提出するかどうかは別としても規則のある程度の完璧なものは用意しておかないと、ここの質疑によって規則がふらふら変わりますであってはいけないと思うのです。つまり自信を持って条例案を上程して、我々の審議、審査にたえ得るものにしていかないと、それはここで質疑があったからころころ変わりますだと、では最初の柱は何かちゃんとしたものがあったのかと言われかねないので、そこはしっかりとこれからやっていただきたいと思います。

それから、同じく条例の中で3条の2の使用者の資格にもちょっと書いてあるのですが、今墓地の区画を持っていて改葬をしようとしたものにも使用者の資格を与えるとことなのですが、昔のお墓は必ずしも焼骨だけが入っていたわけではありません。特に戦時中は、骨の変わりに遺髪を入れているものがあると。しかし、合同墓を見ると遺髪が入られるような形にはなっていないのですが、そうすると改葬した場合に合同墓に焼骨と遺髪を入れたいというような希望があったとしても、遺髪だけは別に供養してくださいという形になるかと思うのですけれども、その辺というのはそういう人が出てきたらどう対応するのでしょうか。

○委員長 多比良和伸君 市民生活課長。

○市民生活課長 佐藤哲朗君 遺髪ということでございますけれども、現在の状況ですとなかなかないような状況かとは思いますが、今考えている中では遺髪というのは合同墓の中には入れられないということで考えております。

○武田圭介委員 それで、だから改葬する人が出てきて、昔のお墓に遺髪が入っていて、改葬して合同墓に入れたいといったときに遺髪の処理をどうするかと。答弁はそれを求めている。

〔何事か呼ぶ者あり〕

骨つぼに入っているものもあります。

○委員長 多比良和伸君 市民生活課長。

○市民生活課長 佐藤哲朗君 改葬でありまして、あくまで焼骨のみというようなことで考えております。

○委員長 多比良和伸君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 そうすると、改葬して合同墓に入れられるとしても遺髪は別に供養してあげないと、普通のごみとして出せるものではありませんので、人の身体の一部でしたから、これも条例の中にうたわなくても市に改葬の相談があったときにはそれを何とかしてあげようというようなことも一緒にあわせて説明してあげないと、特に古いお墓になればなるほど遺髪が入っている可能性がありますので、どれぐらい入っているかというのはいわかりませんが、そこのところの配慮もやっぱり必要かなと思っております。

それから、附属説明資料8ページの損害賠償の規定のところでもありますけれども、損害賠償の規定を今回入れるということで16条の3を書いているのです。そもそも論として墓地の使用許可の中に合同墓の使用許可を織り込むというようなお話をされていましたが、さりとて総括質疑等でも墓地とお墓は違うという答弁もいただきました。ここでいう墓地内というのは、多分砂川は指定規定がないから自分で解釈していかないといけない。北吉野墓地のことであろうと。その責めに帰すべき事由により墓地の施設もしくは設備を汚損しとあるのでありますが、墓地の設備の中には合同墓って含まれるのですか。通常よその自治体の損害賠償規定ってやっぱりお墓と墓地は別物だから、墓地の施設及び合同墓とか、要は独立して合同墓とか納骨堂とかという規定をしているのですけれども、そういったような規定がないときに合同墓がいたずらされたりとか、ペンキをかけられたりとか、削られたりとかしたときの損害賠償の規定の中からずれてしまうのですけれども、その辺というのはいかがですか。

○委員長 多比良和伸君 市民生活課長。

○市民生活課長 佐藤哲朗君 ただいまの損害賠償の対象ということでございますけれども、合同墓もこちらの中に含まれると考えております。

○委員長 多比良和伸君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 損害の賠償を相手方に求めようとするときには、もちろん条例の中に規定がなくても一般法で対応はできますけれども、条例に織り込む以上はやっぱり対象範囲というのは明確にしておかないといけないだろうと。そういう意味では、墓地の中に織り込むというのが聞かれたら答えますであってはいけないわけです。損害賠償ということは、相手方にとっては訴えられるリスクがありますので、リスクというか、まさに訴えられるわけですから、非常に精神的なものに対しての侵襲的な行為にもなる。だから、そこら辺一つをとってもなかなか今上程されているものではいろいろとふぐあいというか、不透明な部分がかかり散見されるとは思っているのですが、この条例が通って合同墓の運用が始まるということを期待している市民の方もいると思うのです。この議案が配付される前に非公式で市民生活課のほうにお伺いしたところ、問い合わせが若干あるみたいなことだっ

たのですけれども、今改めてお伺いしたいのはこの合同墓を待望されている市民の方もいらっしゃると思うので、今現在どれぐらいの問い合わせがあるのかというのをこの場でわかれば教えていただきたいと思います。

○委員長 多比良和伸君 市民生活課長。

○市民生活課長 佐藤哲朗君 今現在春からですか、広報に市政執行方針で合同墓というのが出てからですから4月以降、9月は今問い合わせは一件もないということでしたので、8月までで55件ほど問い合わせ自体は来ております。

○委員長 多比良和伸君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 それだけ当初予算を通したときの問い合わせ件数から見ると、市で広報したということもあって問い合わせ件数というのは随分とふえてきたのだなと思っております。であるならば、それだけのニーズがあるわけですから、運用する側のほうの整備として誰でも公平、公正に使えるように、特に先ほど来議論のあったただし書き、市長が特に認める者というものは市の裁量ですので、その辺の明確性というのはやっぱりないといけないと思うのです。それから、許可というのは行政行為の中で皆さん方ルーチンワークとしてやっているかもしれませんが、その許認可の権限を持っているという重みを自覚されて、条例がその根拠になるのだということを改めて認識をしていただきたいなと思います。正直このままだったら賛成も難しいし、さりとて合同墓は私も必要だと思っていますし、予算にも賛成していますので、反対も難しいと。修正というようなことも一頭をよぎりましたけれども、見てももと条例が直っていない中ではなかなかそこをいじるとほかにも影響が出る可能性があって難しいなどは思っていて、正直今でも迷っているところはいろいろあるのですが、とりあえず質疑としては今で終わりますけれども、今まで述べたことは決して二度と繰り返さないように明確な条例づくりを心がけていただきたいなと思います。

終わります。

○委員長 多比良和伸君 北谷文夫委員。

○北谷文夫委員 今武田圭介委員の質疑を随分時間をかけながら詳しく話を聞きました。私も難しいことはわからないけれども、この合同墓ができて、心待ちにしている市民の気持ちをまず大事にしなければならない。そして、今埋葬の関係でそれぞれお話がありましたけれども、自分がどうするか埋骨をする立場の中でのお話がありましたけれども、この年になってお墓の周りを冬期間いろんな形で通るわけですけれども、信心深いおじいちゃん、おばあちゃんはその雪の中を踏み越えて、遺族あるいは友人のためにお花を手向けながら、真冬でもお参りしている人が随分おられます。今回のこの合同墓についても、冬期間雪が降るから閉鎖するというようなお話でありますけれども、入れるばかりではなくて、知っている人、身内の人、信仰心のある人、思い出のある人、そしてもう残り人生少ない人、タクシーで行ったり、足が悪いのにつえをついていったりする人、そういう人た

ちもせめて冬でも1カ月に1回なり2回なり、1日、2日なり決めて除雪をして、お参りができるような、そういう仏をつくって魂を入れないようなことではなくて、みんながそこにお参りに行けるような、そういう場をつくるのも行政の仕事ではないかなと思っています。それが結果的に除雪費としてお金が少し余分にかかることになったにしても、墓地とお墓の関係をいろいろ言っておりますけれども、何とか維持費の中で除雪ぐらいはして、冬に1カ月に1回ぐらいお参りに行けるような機会をつくることもいいのではないかなと私個人は思っています。もしそのようなときにたまたまその日に限って埋骨をしたいという人がいれば、1カ月に1回でもできればなお魂が何となく市民としてもありがたく感じるのではないかなと、そんなことを意見として申し上げて終わります。

○委員長 多比良和伸君 市長。

○市長 善岡雅文君 ただいま北谷委員さんからご配慮あるお言葉をいただきました。武田委員、小黒委員、それから増山委員からいろいろご指摘も受けて、今回の合同墓のそもそもの趣旨は本当に困っている方をどのようにここに埋葬できるかというのが趣旨であって、何とかそれに応えるような形になればと思っていたのですけれども、冬場の問題であったり、条例の細かい法的な問題は私はわかりませんが、小黒委員の言われたとおり砂川にずっと住んでいて、子供がいないからというのを規則でやる。そうしたら、条例で2本うたっているのに、そっちのほうが規則かいというのも何か難しいけれども、今武田委員が何とかご配慮の中で矛をおさめていただいたので、皆さんの言われていることを十分勘案した中で規則でしっかりとうたっていききたいなと思っているところでございます。これでお許しを願えればうれしいかなと思います。

○委員長 多比良和伸君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

〔「議長、議事進行の発言」との声あり〕

○武田圭介委員 会派間調整のために各会派の代表者の方々と議論をしたいと思っております。ぜひ会派の会長さんと、それから議会事務局長、次長と議会応接室のほうでお話をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○委員長 多比良和伸君 暫時休憩します。

休憩 午後 3時16分

再開 午後 3時18分

○委員長 多比良和伸君 休憩中の委員会を再開します。

ただいま会派間調整のための休憩を求める発言がありました。議事の都合により以降の審査はあす行います。

◎散会宣告

○委員長 多比良和伸君 本日はこれで散会します。
散会 午後 3時18分

委 員 長